

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の自己啓発等休業に関する規則

(平成二十年三月三十一日
規則 第一号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号)の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 自己啓発等休業に関する必要な事項は、蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年蒲郡市規則第二十号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。